

氏名(本籍)	たか はしみのり 高橋美野梨(群馬県)			
学位の種類	博士(国際政治経済学)			
学位記番号	博甲第5982号			
学位授与年月日	平成24年3月23日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	デンマーク領グリーンランドにおける「対外的自治」			
主査	筑波大学教授	Ph.D.(国際関係)	赤根谷 達 雄	
副査	筑波大学教授	博士(経済学)	田 中 洋 子	
副査	筑波大学准教授	博士(Political Science)	東 野 厚 子	
副査	北海道大学教授	博士(現代ヨーロッパ研究)	鈴 木 一 人	

論 文 の 内 容 の 要 旨

先住民民族カラーリット・イヌイトが人口の9割を占めるデンマーク領グリーンランドでは、1970年代以降現在に至るまで、自治を求める動きが顕著に見られる。1979年の内政自治法によって初めてグリーンランドの自治権が法制化されて以降、2003年には防衛・安全保障分野の独自の権限が獲得され、2009年には、内政自治法を受け継ぐ形で自治権の拡張を保障する自立法が法制化された。本論文は、「自治」問題を分析する際によく用いられる「中心・周辺」理論を批判したうえで、それに代わる「自治」問題の分析枠組みを提示し、また豊富な資料を用いた詳細な事例研究を通して、グリーンランドの自治を求める動きの特徴を明らかにしようとするものである。グリーンランドの自治獲得要求の特色は、超大国米国やEUなど、「デンマーク国家」域外の第三者に対抗しようとして出てきたところにある。すなわち、それは、「本土デンマーク」(中央政体)に対抗しようとする「対内的自治」ではなく、むしろ「本土デンマーク」に従属しつつ「対外的自治」を求めてきたものとして特徴づけられる、というのが本論文で一貫した主張である。

議論のハイライトは、「本土デンマーク」に依存することを前提に自治を求めてきたグリーンランドが、一国内に留まりつつも防衛・安全保障分野での独自の権限や独立権を獲得している点にある。国家の枠組みを問わなかったグリーンランドが、国家の枠組みを相対化する広範な権限を獲得している点は注目に値する。それを理解するためには、何よりもグリーンランドの自治志向の性質を把握することが必要となる。本論文ではその際に、自治を「対内的自治」と「対外的自治」の二つの概念に区別した上で、グリーンランドの自治志向の性質を読み解いている。ここでいう「対内的自治」とは、本土社会に依存することなく自立的な政治経済社会の構築を志向する自治を意味している。それに対して「対外的自治」とは、本土社会を介さずに、あるいは本土社会と同等の立場で、域外主体との交渉を可能にする自治を意味している。

自治権獲得運動などの地域の動態を扱った、これまでの先行研究では、中央政体との「中心-周辺」関係、具体的には「中心-周辺」間の統合と分離のプロセスが、議論の準拠枠として設定され続けてきた。国家による「統合のプロセス」に対して周辺共同体が示す「政治的反応」という文脈のなかで、「周辺」と「中心」は対峙する関係にあることを前提として、自治が議論されてきたのである。グリーンランドの自治研究も、これまでの自治に関連する先行研究と同様に、「中心-周辺」関係を準拠枠とした文脈のなかで論じられて

きた。それゆえにグリーンランドの自治は、多くの場合「本土デンマーク」に対峙する性質のものとして受け止められ、「可能なかぎりデンマーク本国への依存を軽減する動き」として説明されてきた。しかしながら、グリーンランドの自治は、あくまでも「本土デンマーク」に依存しつつ、対外的な自治の度合いを伸長させていこうとする動きであり、国家の枠組みを相対化させたり崩壊させたりする意図をもつ自治ではなかったのである。これが本論文の主要な論点であるが、論文は以下のような構成になっている。

まず、「はじめに」と第一章「問題の背景」において、問題の所在が明らかにされ、先行研究を踏まえたうえで、本論文の地域研究上の位置づけをおこなっている。また「デンマーク国家」と「本土デンマーク」の区別といった基本概念についての説明がなされている。

第二章「分析視角」では、研究の枠組みを呈示している。既存の研究ではグリーンランドの「対外的自治」志向が起り、実際に権限を獲得・伸長する要因を、グリーンランドに対する「本土デンマーク」の対応に見ていたのに対して、本論文では「対外的自治」志向が起こる契機を「デンマーク国家」域外の主体からの影響に見出すことができると論じている。

つづく各章では、1970年代以降のグリーンランドの「対外的自治」志向と密接なかかわりを持ち、且つ先行研究においても分析の対象となってきた4つの事例を引きながら、グリーンランドの「本土デンマーク」への依存を前提とした「対外的自治」志向の変遷を辿っている。まず第三章では、グリーンランドにおける「対外的自治」志向の萌芽期として、1970年代以降のEC/EUとの接触を議論の中心に据えている。1970年6月の「本土デンマーク」におけるEC加盟交渉と1973年のEC加盟は、グリーンランドの「対外的自治」志向を引き起こす要因であったが、それを契機としてグリーンランドでは、オールセン等の新世代（1930年代生まれ）の政治家を中心として、「対外的自治」志向が顕著に見られるようになっていった。

第四章では、90年代以降の「対外的自治」にかかわる議論を支配することになる在グリーンランド米軍基地（チューレ空軍基地）の事例を参照しつつ、特に防衛・安全保障問題を中心として、グリーンランドの「対外的自治」志向とアメリカとのかかわりを扱っている。

第五章では、第四章での議論を受けた形で、2002年12月以降のチューレ空軍基地をめぐる議論を扱っている。本章では、アメリカが展開するミサイル防衛構想をめぐる議論を事例として、グリーンランドが単に「対外的自治」を志向し、実際にその権利を獲得する主体というだけではなく、獲得した権限を国際交渉の場で行使している点が論じられている。

第六章では、90年代後半以降のチューレ空軍基地をめぐる問題がグリーンランドの「対外的自治」志向を加速させ、その関心が防衛・安全保障以外の分野にまで波及したことを明らかにすべく、1999年にグリーンランド政府内に設置された自立委員会および2004年に設立されたグリーンランド・「本土デンマーク」自立委員会での議論を扱っている。

第七章では、第三章～第六章での議論を受ける形で、「本土デンマーク」のグリーンランドに対する政策的対応を中心に扱っている。多くの場合「本土デンマーク」は、一部の反対派を除きグリーンランドからの要求を尊重する姿勢をとっているが、ここに見られる「本土デンマーク」の対応について、いくつかの事例を引きながらその背景的理由を探っている。重要なことは、「デンマーク国家」の保持が、グリーンランド・「本土デンマーク」両者の行動の前提になっている点である。

「おわりに」では、グリーンランドの「対外的自治」性を再度確認した上で、これまで多くの場で引照されてきた「中心－周辺」関係を準拠とした自治に対する理解について、グリーンランドの「対外的自治」をめぐる議論から得られる示唆を提示している。

以上、筆者の議論の要点を繰り返すと、グリーンランドの自治志向を理解する上で重要なのは、グリーンランドが「対内的自治」を志向せずに、むしろ「本土デンマーク」に依存することを前提に「対外的自治」志向を見せ続けてきたという点にある。「対内的自治を志向しない」というのは、「対内的自治」を諦める・

放棄するといった意味ではなく、グリーンランドが1970年代から現在に至るまでの「依存しつつ対外的自治を求める動き」を通じて、「本土デンマーク」から自立した政治経済社会を求めていたわけではなかったことを意味している。グリーンランドは、「本土デンマーク」に依存し「デンマーク国家」の一部であり続けることを自発的に選択しながら、EC/EUやアメリカといった域外主体との交渉を可能にする権限、すなわち「対外的自治」を求めてきたのである。注意しなければならないのは、「対内的自治」と「対外的自治」がどのように関係しているかであった。「中心-周辺」関係を準拠枠としてきたこれまでの自治をめぐる議論では、「対外的自治」は「対内的自治の伸長」としての性格を有するものであり、自治権獲得運動はまず、本土社会を主たるターゲットとする「対内的」な領域が争点となる傾向にあったといえるが、グリーンランドのそれは、「対内的」から「対外的」へと移行する自治の構図を前提としてはいない。1970年代以降から現在に至るまでのグリーンランドは、「対内的自治」を志向せずに、「本土デンマーク」への依存を前面に押し出しながら「対外的自治」を求めてきたからである。グリーンランドに見られる自治は、それゆえに、これまでの「中心-周辺」関係を前提とした自治の文脈とはベクトルの異なるものとして捉え直されなければならない。

審査の結果の要旨

本論文は、第一に、グリーンランド・本土デンマーク関係に関する膨大な文献を渉猟したうえで、デンマーク語を駆使しながら現地で行った数多くのインタビュー調査、デンマーク国会や自立委員会等の議事録・報告書などの資料を基にした、体系的で本格的な地域研究の業績として高く評価される。豊富な資料と緻密な議論の積み重ねにより、説得的な議論を展開しており、実証面でバイオニア的研究として学術的貢献は大きいと認められる。

第二に、本論文は、分析枠組みの独自性という点で評価に値する。本論文の基本テーマは、デンマーク領グリーンランドの本土デンマークに対する「自治」をどのように捉えうるかということにあり、先行研究を批判的に踏まえたうえで、従来の見方の大幅な変更を迫っている。すなわち、従来の「自治」研究は、一般的に、中央政府の支配・統治（あるいは搾取）に対抗する地方・地域の「自治」志向という枠組みでなされてきており、グリーンランドの本土デンマークに対する自治要求も、同様の枠組みを前提として捉えられてきた。それに対し、本論文では、「対内自治」と「対外自治」の概念上の区別を明確に規定したうえで、グリーンランドの自治は本土デンマークに対する「対内自治」要求とは捉えられず、むしろ本土デンマークへの依存を前提としつつ、EC/EUや超大国米国といったデンマーク国家の外のアクターとの相互作用を契機として、「対外自治」要求として出てきたものであることを明らかにしている。このような「自治」の捉え方は斬新であり、グリーンランド・本土デンマーク関係のユニークな特徴を抽出することに成功している。

第三に、本論文は、「周辺」の自治問題の研究において、中央政府のみならず、域外の第三者（米国やEU）という要素を組み込んでいるが、この分析枠組みは一般性を有しており、グリーンランドと同様の位置にある世界の周辺地域の自治要求を捉える際に多くの示唆を与えるものである。このような分析視角は、「中央・周辺」論を基本とする従来の「自治研究」とは異なるものであり、理論上の貢献が評価される。

以上、本論文は、独自の研究アプローチと豊富な資料に裏付けられた力作である。グリーンランドの自治という特殊事例の分析から得られた知見が、他地域の自治問題の理解や分析にどのくらい適用可能かについては検討課題として残されているが、いずれにせよ、それによって本論文の学術的価値が損なわれるものではなく、本論文は、博士学位（国際政治経済学）の申請の要件を満たしているものと認められる。

平成24年1月30日、人文社会科学学位論文審査委員会審査員全員の出席のもとに最終試験を行い、論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った結果、審査委員全員一致で合格と判定した。

上記の論文審査及び最終試験の結果に基づき、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有しているものと認める。